

令和4年2月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(金) 午後2時00分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について
 - 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
 - 議案第7号 小郡市農業地域振興計画の変更に伴う意見について
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(22名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 木村 博佳
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田竈 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子 (欠席)
15番 野口 忠弘 (欠席)	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(2名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

- 会長 立春も過ぎましたが、まだまだ寒い日が続いております。
健康管理に気を付けていただきますようお願いいたします。
また、新型コロナウイルス感染症が少し落ち着いてきたと思っておりますが、オミクロン株に感染した人が徐々に増えてきております。
今までと変わらず、感染症対策をお願いするところです。
このような中、農業委員の皆様におかれましては、ご多用の中、2月の総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。
さて、本日は、議案7件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。  
なお、議席番号14番委員、議席番号15番委員より、欠席届が出ています。  
よって、令和4年2月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、16番 久光 壽子 委員、17番 肥山 繁雄 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

- 議長 これより日程第2、議案の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。
議案書の1ページをご覧ください。

番号1と番号2は、三沢地内の畑2筆です。同一の譲受人のため、併せて説明いたします。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止、経営規模縮小のため、譲受人は経営する就労支援施設の農作業に必要な用地として農地を取得するため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、上岩田地内の田3筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書2ページ、番号4は、下岩田地内の畑2筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号5は、稲吉地内の田1筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親族間での贈与となっています。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしております。

ましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきまして、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議題の案件は、令和3年5月10日の総会において審議、ご承認をいただきました所有権移転の案件でしたが、譲渡人と譲受人の契約が諸般の事情で一部不成立となったとのことで、農地法第3条の規定による許可処分の取消願が提出されました。

従いまして、農業委員会の許可そのものを取り消す必要があるため、ご審議をお願いするものです。

なお、不成立となった農地は、白抜きで示しております、議案書4ページの5筆、5ページの1筆、6ページの1筆です。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件につきましては承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 質問・意見、特にないようです。承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、願い出どおり承認することに決定いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、干潟地内の田1筆ですが、現況は太陽光発電施設が設置されています。

平成28年2月、そして31年2月の総会において、営農型太陽光発電設備の設置に関して、許可相当としたものです。前回の許可後、3年を経過したため、その更新のために申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に分類され、第1種農地に該当します。

第1種農地は原則として、転用が出来ませんが、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電施設で、尚且つ3年間以内の一時転用の場合は、例外規定に該当することから、立地基準上は問題ないものと思われま

また、汚水・雑排水は発生しませんし、雨水についても、下部は農地のままですので自然流下となります。したがって、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われます。

営農型というのは、あくまでも3年間の一時転用ですので、次の3年間、更新するためには、同じように許可を得なければなりません。

許可できるか否か、その基準は、1月から12月の間にそこで生産された作物の収量が、周辺で栽培された同じ作物の収量に対して、8割確保できているのかが、許可基準の一つとなります。

現在、ブルーベリーが栽培されていますが、これは、令和3年2月の総会において、「発電設備の下部農地における農作物の変更」として、従前の「ほうれん草」から「ブルーベリー」に変更申請があり許可されたものです。

また、去年の作付けと今年の2年間は、苗木を植えたばかりですので管理期間となっており、収穫はないこととなっています。

参考に申し上げますと、6年前から始まっている1期目の「ほうれん草」に関しては、2年目までは目標の8割に達しませんでした。3年目には達成しています。それを踏まえて更新ができていました。2期目の1年目は目標に対して56%、2年目は54%となり、2期目も、なかなか8割収穫が目標に達していませんでしたので、ブルーベリーへの転換が、昨年行われ、現在に至っているところです。

収穫が目標に達しなかった理由としては、パネルの構造上、雨が集まって、ほうれん草の生育に影響したとのことでした。

また、2期目の更新にあたっては、地区会議に於いても、慎重な審議をいただきまして、条件付きでご承認をいただいております。

こういった条件かといいますと、次の3年間は、地区担当の農業委員と事務局で定期的に現地調査を行うとともに、写真を撮るなどして記録を取り、必要な場合は随時指導を行っていくという条件でした。

その上で、先般開催しました地区会議に於いても、慎重な審議をいただきまして、前回と同様の条件付きでご承認をいただいたところです。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、条件付きで承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、10件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1は、稲吉地内の田1筆、現況地目が畑となっているものです。

転用目的欄に記載しておりますように、太陽光発電施設として転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、北側、西側に農地が広がっている状況から、概ね10ヘクタール以上の規模の集団の農地ですので、第1種農地に区分されます。

従って、原則として農地転用が認められないところですが、南側

の隣接地には、申請者の同様の太陽光発電施設があり、敷地拡張となりますので、例外規定に該当し、立地基準を満たすこととなります。

なお、汚水・雑排水は発生せず、雨水については敷地の東にある既設の水路へ排水することとなります。

また、申請地の周囲には、フェンスを設置することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号2は、三沢地内の畑1筆です。

露天資材置場を設置するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は西鉄天神大牟田線三沢駅から概ね500メートルの区域内にある農地で、農地区分としては、第2種農地に分類されます。

こちらの申請地の北側は譲受人が所有する土地となっており、今回は、敷地拡張のようになりますので、立地基準を満たすこととなります。

なお、北西部に乗り入れ口を設けるような計画になっています。

また、雨水排水については、南側と西側の市道へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号3は、大保地内の田1筆、現況地目が雑種地となっているものです。

選挙事務所として使用するため、一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分についてですが、農振農用地、通称「青地」と呼ばれるところで、原則、転用の許可が下りないところですが、備考欄に謳っておりますように、令和4年4月30日までの3年未満の一時転用は例外規定に該当します。

なお、汚水・雑排水は発生せず、雨水については敷地の北側にある既設の水路へ排水することとなります。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、議案書9ページ、番号4から番号6までは同一の譲受人の

ため、併せて説明いたします。

(位置図で場所の説明)

番号4から番号6までは、小郡地区内の畑5筆です。

建築条件付きの住宅建設(23区画)のため、申請があったものです。

申請地の農地区分ですが、甘木鉄道立野駅から概ね1キロメートル圏内の農地となります。甘木鉄道立野駅の周囲は住宅や工業団地となっていますので、宅地化率40%以上がとれることから、立野駅の場合は1キロメートルまでは、第2種農地と判断できることとなります。従いまして、今回の申請地は第2種農地に分類されます。

また、隣接する土地は、今回、一体となって開発していく非農地部分、具体的に言いますと雑種地や市道部分が有ります。

今回、この非農地部分と一体で開発するという事で、同一の事業目的に供するためという例外規定にあたりますので、第2種農地であっても立地基準は満たすこととなります。

なお、汚水・雑排水は公共下水道へ、雨水については新設の道路側溝を経由して、県道小郡基山線の側溝へ排水することとなります。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われまます。

次に、議案書10ページ、番号7から議案書12ページ番号9までは同一の譲受人のため、併せて説明いたします。

番号7から番号9までは、小郡地区内の畑29筆です。

倉庫を建設するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、西鉄天神大牟田線小郡駅から概ね1キロメートル圏内の農地となりますので、第2種農地となります。

なお、この内、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から概ね500メートル以内にたけはら歯科、市立大原中学校の2以上の教育・医療施設が存する区域内の農地として、県道小郡基山線と市道小郡大原3264号線に接する筆の農地部分だけは第3種農地判断ができます。

今回、この2種農地と3種農地と白地の宅地部分の非農地部分と一体で開発するという事で、同一の事業目的に供するため、2種の例外規定にも合致します。(従って、立地基準は満たすことと

なります。)

非農地部分も含めた開発区域面積が42,922平方メートルとなっています。

開発基準に基づいて(既存の住宅との)緩衝帯として緑地帯を設けることとなっているほか、地下埋設式調整池が配置される計画となっています。

なお、汚水・雑排水は公共下水道へ、雨水排水は、油水分離槽を経由して地下式の調整池へ入り、そこを経由して県道小郡基山線の道路側溝へ排水されることとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、議案書13ページ、番号10は、福童地内の畑1筆です。
一般個人住宅の建築のため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、西鉄天神大牟田線端間駅につきましても宅地化率40%以上を満たすことから、西鉄天神大牟田線端間駅から概ね1キロメートル圏内の農地については、第2種農地判断ができることとなります。

周辺は集落が十分張り付いていることから、集落接続も満たすこととなります。

申請地の周囲にコンクリートブロックを新設し、造成を行います。汚水・雑排水は東側の市道内の公共下水道へ結びつける計画となっており、雨水排水は、東側の市道側溝へ排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

以上、番号1から番号10までは、先月開催しました地区会議において、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、議案第4号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転6件を議題といたしますが、番号5は、議席番号4番委員に関係する案件でございます。
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号4番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の14ページをお願いします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明します。

番号1は、福童地内の田5筆、畑2筆、合計7筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売却されるものです。
(位置図により場所の説明)

番号2は、八坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構より買入れるものです。(位置図により場所の説明)

議案書15ページ、番号3は、二森地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構より買入れるものです。(位置図により場所の説明)

番号4は、二森地内の田1筆、八坂地内の田1筆、合計2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構より買入れるものです。(位置図により場所の説明)

議案書16ページ、番号5は、寺福童地内の田2筆、畑1筆、合計3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構より買入れるものです。(位置図により場所の説明)

番号6は、光行地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構より買入れるものです。(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしております。

したので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転6件について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議席番号4番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、2件の提案理由の説明をいたします。

本来、11月に諮るべき案件でしたが、補助事業の採択の時期や同意の整理が遅れたため今月の設定となったところです。

議案書17ページをご覧ください。

番号1は、山隈地内の田3筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

次に、番号2は、八坂地内の田3筆です。
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

以上、2件については、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長 よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第1分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案通り承認いたします。

○議長 次に、議案第7号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件を議案とします。

それでは、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の18ページをご覧ください。

議案第7号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件について、ご説明いたします。

まず、経緯を申し上げますと、転用事業者から農振除外に係る計画変更が小郡市に提出され、これを受けて市から意見を求められ

ているものです。

今回の申請地は、大板井地内の田1筆です。

農振農用地の除外後には、分家住宅を建築するとの申請がっております。

当該申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地に区分されます。

従って、原則的には農地転用は許可できないこととなりますが、隣接の土地の利用状況から、集落に接続したところとなりますので、第1種農地の例外規定として、立地基準を満たすこととなります。

申請地内にコンクリートブロックを新設し、盛土を行います。

汚水は南側前面の市道内の公共下水道へ接続し、雨水排水については、西側の水路へ排水する計画となっています。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。以上で説明を終わらせて頂きます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第7号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、1件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、本案件について、原案通り同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり同意し、意見書を

つけて、市に報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の19ページをご覧ください。  
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出6件につ  
きまして報告いたします。  
番号1は、光行地内の田1筆です。  
借主の都合により、合意解約されたものです。  
次に、番号2は、八坂地内の田3筆です。  
貸主の都合により、合意解約されたものです。  
次に、番号3は、古飯地内の田1筆です。  
売買のため、合意解約されたものです。  
次に、議案書の20ページ、番号4は、大板井地内の田4筆です。  
貸主の都合により、合意解約されたものです。  
次に、番号5は、干潟地内の畑2筆です。  
貸主の都合により、合意解約されたものです。  
次に、議案書21ページ、番号6は、干潟地内の畑1筆です。  
貸主の都合により、合意解約されたものです。  
なお、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説  
明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。  
報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区  
域の転用届出について、1件の報告をいたします。  
番号1は、小郡地内の畑、市街化畑1筆です。  
集合住宅を建築するため、届出が提出されたものです。  
なお、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説  
明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の23ページをご覧ください。  
報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区  
域の転用届出について、11件の報告をいたします。

番号1から議案書26ページの番号11までは、同一の譲受人のため、併せて報告いたします。

番号1から番号11までは、大板井地内の田16筆です。

一部は、露天資材置場として農地法第5条の届出がなされておりましたが、今回、改めて店舗及び戸建て住宅の建設として届出が出ているところです。

なお、農地の面積は20,815平方メートルとなっています。

詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、無いようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和4年2月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和4年2月10日(木) 午後 3時05分閉会